

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	上越市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、個人住民税の賦課事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成31年3月29日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
II	特定個人情報ファイルの概要
	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
V	評価実施手続
	(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市・県民税賦課事務
②事務の内容	<p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)の規定に基づき、賦課期日(1月1日)現在に市内に居住の本拠がある個人に対し、個人市・県民税申告書や確定申告書、給与支払報告書や公的年金等支払報告書などの情報を基に前年中の所得を調査し、個人市・県民税を賦課決定し、納税通知を行う。</p> <p>【上記のうち、特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>① 納税者、事業所等、年金保険者、国税庁、他市区町村からの申告等情報の收受 ② 賦課に必要な情報(住民基本台帳、障害者、生活保護など)の取得 ③ 減免に必要な情報(生活保護)の取得 ④ 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村居住被扶養者情報の取得 ⑤ 当市で收受した他市区町村課税者の申告等情報の課税市区町村への回付 ⑥ 住民登録外課税に係る住民登録地市区町村への通知 ⑦ 他業務への税情報の提供 ⑧ 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村等(Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 のとおり)への税情報の提供</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	総合行政システム(個人住民税システム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税賦課・照会機能 <p>当初賦課、更正処理、証明書や納税通知書等の帳票発行、年金特徴処理、課税内容照会を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁とのデータ連携 <p>国税庁から送信される課税に関する情報を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体とのデータ連携 <p>他自治体から送信される課税に関する情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者データの審査、管理 <p>利用者から届出があった情報の審査、管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告・申請・届出データの審査、管理

②システムの機能	<p>給与支払者、公的年金等支払者から提出された申告データの審査、管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収税額通知送信機能 特別徴収義務者へ特別徴収税額通知データを送信する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書作成 確定申告、住民税申告の受付に伴い、提出された資料内容の情報を入力し、確定申告書、住民税申告書の情報を登録する。 ・扶養情報管理 課税資料に基づく扶養関係の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	住民税課税原票イメージシステム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルイメージ化 提出された各種課税資料をデジタルイメージ化し、税務システムと連動させる。 ・画像データ管理 デジタルイメージ化した画像データの管理、検索、出力を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>(1)符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2)情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3)情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4)既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名管理システム及び既存住民基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表第一の第16の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民、市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者
その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり、特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構以外(各種共済組合、企業年金連合会等))) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	対象者を正確に特定するとともに、公平・公正な賦課を行うため。	
④使用の主体	使用部署	財務部税務課、南・北出張所、各総合事務所市民生活・福祉グループ
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <u><選択肢></u> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・提出された各種課税資料を当市の税システムに取り込み、個人ごとに課税資料をとりまとめる。 ・各種課税資料を基に、住民税額を算定し、賦課決定する。 ・扶養調査に関して、各種課税資料に記載されている扶養者の情報を基に、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。
	情報の突合	・課税対象者情報と課税資料の情報を突合 ・障害者関係情報と申告情報を突合 ・生活保護関係情報と申告情報を突合
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	個人住民税電算業務
①委託内容	個人住民税システムの運用保守
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 BSNアイネット
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (29) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める事務
③提供する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	上越市教育委員会 学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の116項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先3	市民税・県民税 特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第2号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	マイナンバー、氏名、住所、特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>

移転先1	福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	健康子育て部 保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8項
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先3	健康子育て部 こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の9項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先4	健康子育て部 健康づくり推進課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の10項	
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先5	福祉部 福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の12項	
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先6～10		
移転先6	福祉部 福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15項	
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先7	財務部 収納課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先8	健康子育て部 国保年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先9	都市整備部 建築住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の19項	

②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先10	健康子育て部 国保年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30項	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先11~15		
移転先11	財務部 収納課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30項	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先12	福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の34項
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先13	都市整備部 建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の35項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二章第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先14	防災危機管理部 危機管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の36-2項
②移転先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先15	健康子育て部 こども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の37項	
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先16～20		
移転先16	福祉部 高齢者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の41項	
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先17	健康子育て部 こども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の44項	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先18	健康子育て部 こども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の45項	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先19	福祉部 福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の47項	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先20	健康子育て部 健康づくり推進課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の49項	
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<上越市における措置>

生体認証にて入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。
サーバへのアクセスは、ID/パスワード及び生体認証を必要とする。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課情報(160項目)

1使用端末ID 2市区町村コード 3年度 4個人番号 5SEQ 6徴収区分 7併徴区分 8事業所番号カナ 9事業所番号数字 10受給者番号 11事業所内連番 12資料区分 13均等割区分 14生年月日(西暦) 15生年月日(和暦) 16未成年者区分 17通知書番号 18課税所得金額合計 19寄付金控除額 20所得控除合計 21課税標準額合計 22算出所得税額 23配当控除額 24住宅借入金等特別控除額 25政党寄付金控除 26差引所得税額 27災害減免 28外国税額 29定率減税前所得税額 30定率減税額 31所得税額 32所得税額(入力値) 33所得税額(決定値) 34営業所得額 35農業所得額 36その他事業所得額 37不動産所得額 38利子所得額 39証券配当所得額 40配当所得額(一般分) 41配当所得額(外貨建以外) 42配当所得額(外貨建分) 43給与収入 44専従者給与収入 45追加の給与収入 46給与特定支出額 47雑所得額(年金) 48雑所得額(その他) 49公的年金収入 50総合短期譲渡所得額 51総合短期譲渡特別控除前額 52総合短期譲渡特別控除額 53総合長期譲渡所得額 54総合長期譲渡特別控除前額 55総合長期譲渡特別控除額 56一時所得額 57一時特別控除前額 58一時特別控除額 59変動所得額 60前年前2年以内の変動所得額 61臨時所得額 62土地等の事業所得額 63超短期土地事業所得額 64超短期土地事業特別控除前額 65超短期土地事業特別控除額 66分離短期譲渡一般所得額 67分離短期譲渡一般特別控除前額 68分離短期譲渡一般特別控除額 69分離短期譲渡一般条例区分 70分離短期譲渡軽減所得額 71分離短期譲渡軽減特別控除前額 72分離短期譲渡軽減特別控除額 73分離短期譲渡軽減条例区分 74分離長期譲渡一般所得額 75分離長期譲渡一般特別控除前額 76分離長期譲渡一般特別控除額 77分離長期譲渡一般条例区分 78分離長期譲渡特定所得額 79分離長期譲渡特定特別控除前額 80分離長期譲渡特定特別控除額 81分離長期譲渡特定条例区分 82分離長期譲渡軽減所得額 83分離長期譲渡軽減特別控除前額 84分離長期譲渡軽減特別控除額 85分離長期譲渡軽減条例区分 86分離長期譲渡軽減所得額 87分離長期譲渡軽減特別控除前額 88分離長期譲渡軽減特別控除額 89分離長期譲渡軽減条例区分 90分離長期譲渡任意所得額 91分離長期譲渡任意特別控除前額 92分離長期譲渡任意特別控除額 93分離長期譲渡任意条例区分 94上場株式等の譲渡所得額 95未公開株式等の譲渡所得額 96先物取引所得 97山林所得額 98山林特別控除前額 99山林特別控除額 100山林条例区分 101退職所得額 102退職所得額(分離課税) 103非課税所得額 104免税所得額 105免税外肉用牛の売却価格 106免税外肉用牛の売却による所得額 1070円所得コード(内部)① 1080円所得コード(内部)② 1090円所得コード(内部)③ 1100円所得コード(内部)④ 1110円所得コード(内部)⑤ 112繰越損失額 113繰越純損失額 114繰越譲渡所得額 115繰越雑損失額 116雑損控除額 117医療費控除額 118社会保険料控除額 119小規模企業共済等掛金控除額 120本人特別障害者 121本人その他障害者 122本人老年者 123本人寡婦一般 124本人寡婦特別 125本人寡夫 126本人勤労学生 127控対配あり 128老配あり 129夫あり 130控対配同居特障者 131配偶者所得額 132特定扶養数 133老人扶養数 134同居老親扶養数 135その他扶養数 136特別障害者扶養数 137同居特別障害者扶養数 138その他障害者扶養数 139雑損損害金 140雑損補填金額 141雑損差引損失額 142雑損災害関連支出額 143医療支払金額 144医療補填金額 145医療負担金額 146生保国税控除額 147生保一般保険料支払額 148生保個人年金保険料支払額 149損保国税控除額 150損保短期損害保険料支払額 151損保長期損害保険料支払額 152寄付金支出額 153青色 154白色 155専従者(配偶者) 156専従者(配偶者以外) 157専従者給与控除額 158内雑業務 159給与所得(調整控除後) 160ひとり親控除

(2) 宛名情報(85項目)

1削除区分 2管理市町村コード 3個人法人番号 4シーケンス番号 5改製番号 6履歴番号 7履歴区分 8個人法人区分 9個人法人番号枝番 10宛名種類 11住民区分 12外国人区分 13法人コード前 14法人コード後 15世帯番号 16順位 17市内市外区分 18自治省コード 19郵便番号 20大字コード 21支所コード 22地区コード 23行政区コード 24自治会加入区分 25組・家並コード 26準世帯コード 27甲乙区分 28地番コード・本番 29地番コード・枝番 30地番コード・末番 31住所編集判定区分 32方書コード 33漢字住所編集判定 34都道府県名漢字 35市区町村名漢字 36町名漢字 37漢字編集済番地 38漢字方書 39住所カナ 40方書カナ 41カナ氏名 42漢字宛名氏名 43漢字宛名氏名文字オーバー判定 44カナ氏名2 45漢字宛名氏名2 46濁点なしカナ氏名 47生年月日(和暦) 48生年月日(西暦) 49性別 50第一続柄 51家族判定・判定 52家族判定・順位 53住民日 54住民日届出日 55住民日事由 56非住民日 57非住民日届出日 58非住民日事由 59転出確定日 60住記ネット番号 61世帯電話番号 62世帯有線番号 63個人電話番号 64FAX番号 65世帯E-MAILアドレス 66個人E-MAILアドレス 67配偶者個人コード 68有効開始日 69異動届出日 70異動事由 71税異動事由 72税異動年月日 73税用住民区分 74除票判定 75転入前住所判定 76システム日付 77システム時刻 78処理職員番号 79処理端末識別 80旧管理市町村コード 81旧宛名番号 82旧管理市町村コード2 83旧宛名番号2 84同一人フラグ 85同定先個人番号

(3) 口座情報(35項目)

1管理市町村コード 2宛名番号 3税目(内部) 4履歴シーケンス 5税目(表示) 6異動事由 7異動年月日 8銀行コード(本店) 9銀行コード(支店) 10口座種別 11口座番号 12口座名義人コード 13口座名義人名カナ 14口座名義人名漢字 15有効開始年月(口座) 16有効終了年月(口座) 17口座申込日 18納組 19有効開始年月(納組) 20有効終了年月(納組) 21納組異動日 22振替区分(固定) 23振替区分(住民税) 24振替区分(国保) 25受付番号 26システム日付 27システム時刻 28処理者職員番号 29処理端末識別 30旧管理市町村コード 31旧宛名番号 32旧管理市町村コード2 33旧宛名番号2 34同一人フラグ 35同定先個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・照会を行う際は、番号法に定められている事務であることを確認し、照会文書等を送付する場合は、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。 ・他の業務システムとのデータ連携については、税業務で利用する情報のみが保存されたデータベースから連携をしており、利用範囲外の情報入手を抑制している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や個人に対して、書面を送付し提出を依頼する際に用途と利用について詳細な説明を行う。 ・返送先の誤りを防ぐために、同封する文書や添書に返信先の明記や、返信用封筒の添付等を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム毎のアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要な情報との紐付けができないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、当該職員のパスワードによる認証及び生体認証を行っている。 ・システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制限している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・コンピュータの画面をのぞかれないよう、窓口に近い場合は覗き見防止フィルターを設置している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報や目的外の情報については事務に利用しないことを徹底する。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人</p>
--------------	---

	<p>情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ③番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
<番号連携サーバーの運用における措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
<中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・サーバー及びパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上 unnecessaryな通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日時で従サーバーへ本ファイルの副本のバックアップを行うことで、高可用性を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報の安全性・正確性を確保するため、職場での会話や机上の整理等に注意を払うとともに、情報資産の持ち出しは行わない。

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の入手・提供・管理等についてマニュアルを整備するとともに、毎年e-ラーニングによる管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、その取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残す。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 財務部 税務課 電話025-526-5111
②対応方法	問い合わせを受け付け、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月29日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)</p> <p>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年8月11日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 横山 新太郎	税務課長 木村 雄二	事後	人事異動に伴う単なる所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 木村 雄二	税務課長 伊藤 一彦	事後	人事異動に伴う単なる所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 伊藤 一彦	税務課長 松崎 剛	事後	人事異動に伴う単なる所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年6月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑥ 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村等への税情報の提供	⑥ 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村等(II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1のとおり)への税情報の提供	事後	提供先の追加であり、重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③その他システムとの接続		税務システムを追加	事後	他のシステムとの接続先の追加であり重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	II 特定個人情報の提供・移転 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	民間事業者(給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構以外))	民間事業者(給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構以外(各種共済組合、企業年金連合会等))	事前	表記方法の追加であり、実質的な変更ではない。
平成30年8月24日	II 特定個人情報の提供・移転 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。	・提出された各種課税資料を当市の税システムに取り込み、個人ごとに課税資料をとりまとめる。	事後	使用方法の追加であり、重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	II 特定個人情報の提供・移転 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	56件	3件	事後	提供先のカウント方法の追加であり、実質的な変更ではない。
平成30年8月24日	II 特定個人情報の提供・移転 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3		「市民税・県民税 特別徴収義務者」分を新規調製	事後	提供先の追加であり、重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	書面を送付する際、用途と利用について詳細な説明を行った上で、返信先の明記や返信用封筒の添付等で返送先の誤りを防ぐ。	・事業所や個人に対して、書面を送付し提出を依頼する際に用途と利用について詳細な説明を行う。 ・返送先の誤りを防ぐために、同封する文書や添書に返信先の明記や、返信用封筒の添付等を行う。	事前	リスク対策のためのルールの変更であり、重要な変更には該当する。
平成30年8月24日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供・移転を行う。	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、別に定める業務以外は提供・移転が行われないよう作業は複数の職員で行う。 提供先3に関する事務にあっては、平成30年5月に、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があったことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。	事前	この事務に関するインシデントを受けて、リスク対策を見直したものの。
平成30年8月24日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		※平成30年5月に発生したマイナンバーの漏えい(データの誤送信)を受けて、提供先3に関する事務にあっては、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があったことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。	事前	この事務に関するインシデントを受けて、リスク対策を見直したものの。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 松崎 剛	税務課長	事後	様式変更のため
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	健康福祉部 福祉課 健康福祉部 保育課 健康福祉部 こども課 健康福祉部 健康づくり推進課 健康福祉部 国保年金課 健康福祉部 高齢者支援課 防災危機管理部 防災危機管理課	福祉部 福祉課 健康子育て部 保育課 健康子育て部 こども課 健康子育て部 健康づくり推進課 健康子育て部 国保年金課 福祉部 高齢者支援課 防災危機管理部 危機管理課	事後	・令和2年4月1日の組織改編により、健康福祉部の部名が変更となったが、反映していなかったため。 ・平成27年4月1日の組織改編により、防災危機管理課の課名が変更となったが、反映していなかったため。
令和3年5月11日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(1) 住民税課情報(157項目)	(1) 住民税課情報(160項目) 158内雑業務 159給与所得(調整控除後) 160ひとり親控除	事後	地方税法改正に伴い、記録される項目が追加されたため

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成31年3月29日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報	
II 特定個人情報ファイルの概要	
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	
III リスク対策	
IV 開示請求、問合せ	
V 評価実施手続	
(別添2) 変更箇所	

システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>(1)自治体中間サーバー連携機能 自治体中間サーバーまたは自治体中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する機能。</p> <p>(2)宛名情報等管理機能 統合宛名管理システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能。</p> <p>(3)宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>(4)既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（自治体中間サーバー）
システム4	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報(照会と提供等の業務)を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>(1)符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2)情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3)情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4)既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名管理システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合利用番号連携サーバーにおいて行う。</p> <p>(5)情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6)情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7)データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8)セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>(9)職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10)システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・収納管理情報ファイル ・滞納管理情報ファイル 	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第8項、第16項、第19項、第30項及び第35項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第18条、第24条及び第26条 (※別表第一第8項のうち保育所に関する事務に係る命令は未公布)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第3項、第26項、第42項、第87項、第93項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条、第19条、第25条、 第44条、第46条 2. 別表第二における情報照会の根拠 なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
・滞納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	上越市において、総合行政システム(G-Partner)及び滞納管理システム上で管理する調定情報の納付義務者と関係者(世帯員、送付先、納税管理人など)のうち、個人番号を有する者
その必要性	・収納管理及び滞納整理業務における本人確認のため ・名寄せの必要性を把握し、適切な滞納整理事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付交渉や預金調査等の実態調査によって知り得た滞納者の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報 : 本人確認を行うために必要。 ・連絡先: 催告書、滞納処分通知書の送付や納付交渉を行う場合に必要。 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要。 ・その他住民票関係情報: 滞納整理上において本人の住居所、世帯員情報等を把握するために必要。 ・地方税関係情報: 滞納者の実態を把握するために必要。 ・医療保険関係情報: 滞納者実態を調査し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 滞納者の支払能力、滞納処分の停止とする際の判断材料として必要。 ・雇用・労働関係情報: 滞納者の収入を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・年金関係情報: 滞納者の収入を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・その他: 滞納整理において滞納者との納付交渉を通して生活状況を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、金融機関、保険会社) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③使用目的 ※		市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理を確実、適正に行うため							
④使用の主体	使用部署	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		1. 納付者からの問い合わせに対して、個人番号を使用して収納状況を突合する。 2. 個人番号を利用して名寄せを行う候補者を抽出する。 3. 納付者(滞納者)の合意を得て、猶予等申請書への記載を行う。							
情報の突合		上記の事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。							
⑥使用開始日		平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (2) 件	
委託事項1	総合行政システム(G-Partner)のシステム保守および運用	
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <input checked="" type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社BSNアイネット上越支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	滞納管理システムのシステム保守および運用	
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <input checked="" type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社新潟支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・再委託に関する理由、内容、再委託先等の通知を求める。 ・再委託事務に関する作業従事者名簿の提出を求める。
	⑥再委託事項	滞納管理システムの運用サポート業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (5) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める事務	
③提供する情報	番号法別表第二に定める収納情報(課税状況、納付状況、滞納状況、資産状況等)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・生体認証で入退室管理を行っているサーバ室に設置してあるサーバ内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、ID/パスワード及び生体認証を必要とする。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納管理・滞納管理情報

ア)宛名情報

1. 個人番号、2. 宛名コード、3. 郵便番号、4. 住所、5. 方書、6. 氏名カナ、7. 氏名漢字、8. 性別、9. 生年月日、10. 続柄、11. 同一人コード

イ)送付先情報

1. 送付先種別、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所、4. 送付先方書、5. 送付先氏名カナ、6. 送付先氏名漢字、7. 登録年月日、8. 登録事由、9. 取消年月日、10. 取消事由、11. 備考

ウ)連絡先情報

1. 連絡先種別、2. 連絡先名称、3. 連絡先電話番号、4. 登録年月日、5. 登録事由、6. 取消年月日、7. 取消事由、8. 備考

エ)口座情報

1. 金融機関コード、2. 店舗コード、3. 口座種別、4. 口座番号、5. 口座名義人、6. 登録年月日、7. 登録事由、8. 取消年月日、9. 取消事由、10. 備考、11. 利用税目

オ)戸籍情報

1. 調査年月日、2. 本籍地、3. 筆頭者

カ)調定情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目、4. 通知書番号、5. 期別、6. 本税調定額、7. 督促手数料調定額、8. 延滞金調定額、9. 督促発行日、10. 督促公示日、11. 時効予定日、12. 欠損年度、13. 欠損年月日、14. 欠損事由、15. 会計年度

キ)収納情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目、4. 通知書番号、5. 期別、6. 本税収納額、7. 督促手数料収納額、8. 延滞金収納額、9. 領収年月日、10. 収納年月日、11. 納付区分

ク)滞納個人情報

1. 担当者、2. 地区、3. 滞納理由、4. 職業、5. 特記事項、6. 催告停止開始日、7. 催告停止終了日、8. 催告停止事由、9. 備考

ケ)交渉経過情報

1. 交渉年月日、2. 交渉時刻、3. 分類、4. 記事内容、5. 応対者、6. 予定年月日、7. 予定区分、8. 入力担当者、9. 備考

コ)分割納付情報

1. 誓約日、2. 支払方法、3. 開始年月日、4. 終了年月日、5. 分納回数、6. 分納金額、7. 取消年月日、8. 取消事由

サ)納付委託情報

1. 受託年月日、2. 証券種類、3. 証券番号、4. 券面額、5. 支払期日、6. 支払人、7. 支払場所、8. 取消年月日、9. 取消事由

シ)徴収猶予情報

1. 申請年月日、2. 開始年月日、3. 終了年月日、4. 猶予事由、5. 延滞金減免率、6. 決裁年月日、7. 通知年月日、8. 取消起案日、9. 取消事由、10. 取消決裁年月日、11. 取消通知年月日

ス)延滞金減免情報

1. 申請年月日、2. 開始年月日、3. 終了年月日、4. 減免事由、5. 延滞金減免率、6. 決裁年月日、7. 通知年月日、8. 取消起案日、9. 取消事由、10. 取消決裁年月日、11. 取消通知年月日

セ)差押情報

1. 起案年月日、2. 財産種類、3. 登録機関(第三債務者)、4. 滞納金額、5. 差押財産、6. 決裁年月日、7. 差押年月日、8. 解除起案日、9. 解除事由、10. 解除決裁年月日、11. 解除年月日

ソ)参加差押情報

1. 起案年月日、2. 財産種類、3. 登録機関(第三債務者)、4. 執行機関名、5. 滞納金額、6. 参加差押財産、7. 決裁年月日、8. 差押年月日、9. 解除起案日、10. 解除事由、11. 解除決裁年月日、12. 解除年月日

タ)交付要求情報

1. 起案年月日、2. 事件種類、3. 執行機関名、4. 事件番号、5. 滞納金額、6. 交付要求財産、7. 決裁年月日、8. 差押年月日、9. 解除起案日、10. 解除事由、11. 解除決裁年月日、12. 解除年月日

チ)処分停止情報

1. 起案年月日、2. 該当条項、3. 調査顛末、4. 滞納金額、5. 決裁年月日、6. 通知年月日、7. 取消起案日、8. 取消事由、9. 取消決裁年月日、10. 取消通知年月日

ツ)時効中断情報

1. 中断停止区分、2. 債務の承認日、3. 時効中断事由、4. 停止開始日、5. 停止終了日、6. 時効停止事由、7. 滞納金額

テ)搜索情報

1. 搜索年月日、2. 搜索時刻、3. 搜索場所、4. 立会人、5. 財産(名称・数量・性質)

ト)承継情報

1. 承継年月日、2. 被相続人、3. 滞納金額、4. 相続人、5. 相続割合

ナ)財産情報

1. 電話加入権、2. 不動産(土地・建物)、3. 預貯金、4. 保険契約、5. 給与、6. 年金、7. 自動車、8. 動産、9. その他債権

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・収納管理情報ファイル ・滞納管理情報ファイル 	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納管理システムに登録されている職員のみログイン可能とする。 ・個人番号による照会権限を与えられた職員のみ参照可能とする。 ・目的外の入手が行われていないかを確認するため、アクセスログを取得し定期的に点検を実施する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の表示は特定の画面・帳票のみとし必要最低限の情報のみ表示する。 ・端末へのログインに際しては静脈認証を義務付ける。 ・滞納管理システムのログインに際してはID・パスワードを要求する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納管理情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	個人番号による照会権限を与えられた職員のみ参照可能とする。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・来庁者から見える位置にある端末については、ディスプレイにスクリーンを被せることにより対策を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・長時間端末の操作が確認されない場合は、自動的に端末のログイン画面に戻る仕組みを採っている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・誤って特定個人情報が記載された文書を出力した場合は即時破棄する。 ・アクセスログにより、不正に利用されていないか追跡できる仕組みを構築している。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、受け渡しの日時・データ内容を記録する。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

その他の措置の内容	委託業者および再委託業者による個人情報の持ち出しを禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・作業者を限定するために、委託業者の名簿の提出を義務付けている。 ・利用を終了した特定個人情報については消去したことを証明する書類の提出を義務付けている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	受け渡しの日時・データ内容を記録する。 提供・移転先より適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
その他の措置の内容	サーバ室へ入室できる者および特定個人情報を参照できる者を制限することにより、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②番号連携サーバは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ③番号連携サーバと自機関向けの中間サーバの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバの運用における措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・閉域ネットワーク上にサーバを設置することにより、外部ネットワークとの通信を切断する。 ・パソコンへのソフトウェアインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日次での従サーバへの本ファイルの副本のバックアップを行うことで、障害等による突然の情報の滅失に備える。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
真に必要な場合を除き、特定個人情報を含む情報資産の持ち出しは行わない。			
8. 監査			
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市セキュリティポリシーに基づき自己点検をするとともに、3年に1回内部監査を受検し、適正化を図っている。 ・毎年e-ラーニングによる、管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、その取り扱いに関する知識や技術を習得させる。 		
10. その他のリスク対策			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 財務部 収納課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年12月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年12月24日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 三上 洋史	収納課長 北島 賢行	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 北島 賢行	収納課長 廣田 聡	事後	人事異動に伴う単なる所属長の職名の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、公営住宅使用料の徴収及び滞納整理を行う。	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行うほか、国民健康保険税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料の徴収及び滞納整理を行う。	事後	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたものであり、事務の利用内容について変更は生じない。
平成29年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	事後	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたことにより、取扱部署が増えたもの。事務の利用内容について変更は生じない。
平成30年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元 評価実施機関内の他部署	市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課	市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ	事前	債権一元化に伴い、取り扱う債権が増えたことにより、取扱部署が増えたもの。事務の利用内容について変更は生じない。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	収納課長 廣田 聡	収納課長	事後	様式変更のため